

# 台湾民事訴訟法における当事者適格の理論（1）

蕭 丞 晏

- I はじめに
- II 台湾民事訴訟法の沿革
- III 台湾民事訴訟法上の当事者適格理論
  - 1 判例・学説——一般
    - (1) 当事者適格および訴訟実施権の定義
    - (2) 法的性質とそれをめぐる混乱
      - ① 第1期——訴権要件としての当事者適格
      - ② 第2期——訴訟要件としての当事者適格
    - (3) 小括
  - 2 訴訟担当
    - (1) 法定訴訟担当（以上、本号）
    - (2) 任意的訴訟担当
      - ① 明文規定がある場合
      - ② 明文規定がない場合
- IV おわりに

## I はじめに

台湾民事訴訟法40条3項<sup>(1)</sup>により、代表者又は管理人の定めのある「法人でない団体（以下、「非法人団体」という。）」も当事者能力を有する。非法人団体の当事者適格までは明文で定められていないが、当事者能力が認められるだけではその種の団体をめぐる実際の法的紛争の解決に有効ではない。それゆえ、従来の裁判例は、非法人団体が当事者能力を取得する場合、その団体の当事者適格の正当化に腐心しているように思われる。

例えば、民法上の組合に対する判決の効力が脱退した組合員に及ぶか否かを判断した最高法院<sup>(2)</sup>101年(2012年)台上字328号判決は、民法上の組合には任意的訴訟担当が可能であるとする。すなわち、規約や決議による業務執行組合員の選任手続に基づき、当該組合員に業務執行に関わる訴訟の限度で訴訟実施権(日本法の訴訟追行権に相当する)の授与を認めると同時に、組合を当事者として業務執行組合員が訴訟を実施することを肯定している。そのため、最高法院によれば、任意的訴訟担当の法理に基づき、組合に対する判決の効力は、台湾民事訴訟法(以下、条文引用の際には「台民訴法」と略す。)401条2項<sup>(3)</sup>により組合員全員に及ぶとされる。このような代表者の選任手続を代表者への訴訟実施権の授与及び非法人団体による訴訟実施の肯定と解する考え方は、祭祀公業(一種の血縁団体)<sup>(4)</sup>とその構成員である派下員にも認められている<sup>(6)</sup>。

以上の裁判例は、台湾法において非法人団体の当事者適格が任意的訴訟担当に基づき認められる具体例にすぎないが、日本法の状況と比べるとかなりの差異が存在する。日本の従来<sup>(7)</sup>の通説は、団体自らの権利に基づく当事者適格(いわゆる「固有適格構成」)を肯定してきた<sup>(7)</sup>。しかし、現在は、団体の当事者適格を訴訟担当と解する見解も有力に主張されており、それは、さらに、法定訴訟担当<sup>(8)</sup>と解する説と任意的訴訟担当<sup>(9)</sup>と解する説に分かれる。訴訟担当説のなかでは、任意的訴訟担当よりもむしろ法定訴訟担当と解する説が優勢である。これに対して、従来<sup>(10)</sup>の最高裁は、非法人団体の権利能力を否定しており、非法人団体による不動産所有権確認訴訟<sup>(11)</sup>および不動産所有権移転登記手続請求訴訟<sup>(12)</sup>ではさらに団体に対する判決効の構成員への拡張を認めている。しかし、拡張の根拠については、日本民訴法115条1項2号が言及されていない以上、最高裁の立場は未だ明白とは言えない。

両国の非法人団体の当事者適格をめぐる議論を見る限り、両国の間には、対照的な傾向が認められる。台湾法は、日本法<sup>(13)</sup>と同様、「当事者適格」という概念を用いるとともに、任意的訴訟担当に対する立場も弁護士代理原則(台民訴法68条1項本文)および訴訟信託禁止(台湾信託法5条3号)の潜脱に

基づいて展開しているが、非法人団体に関する訴訟事件では、日本法の学説・判例の展開とは違い、非法人団体の当事者適格を任意的訴訟担当に基づいて認めてきた。両国の間でなぜこのような違いが存在するのかについて疑問が生じるとともに、非法人団体の当事者適格に関する両国のそれぞれの理解の妥当性も問題となる。そこで、これらの疑問や問題を解明するための準備作業として、まず、本稿では、台湾民事訴訟法における当事者適格論の現状を考察することにする。

## II 台湾民事訴訟法の沿革

現行台湾民訴法の前身としては、1906年に清帝国が定めた「刑事民事訴訟法草案」まで遡ることができる。それ以前は、実体法と手続法は区分されてこなかったが、刑事民事訴訟法草案で、初めて「手続法」草案が持ち込まれた。しかし、草案では、民事事件より刑事事件が重視され、民事事件に関する規範においても拘束、監禁などが定められていたため、民事と刑事規範の区分は明確になされていなかったとされる<sup>(14)</sup>。同草案は、各省からの反発を受けたため、直ちには施行されなかった。代わりに各級審判庁（裁判所に相当する）の試行規則が定められることになった。その後、刑事民事訴訟法草案の不備を補うために、清帝国は「民事訴訟律」の起草に着手した。この民事訴訟律の草案はドイツ法を参考にしたものであり、1910年に完成したが、清帝国の滅亡によって施行されなかった。しかし、1921年に廣東軍政府が民事訴訟律を修正し、軍政府の統治範囲内で施行した。同年、北京政府が「民事訴訟條例」を定めることになったが、結果、全国に同時に2つの民事手続規範が並行して施行されていたことになる<sup>(15)</sup>。この状況に鑑み、1930年、国民政府のもとで、「民事訴訟法」が立法院によって公布され、1932年に施行された<sup>(16)</sup>。本稿で論じている非法人団体の当事者能力が認められることになったのも、この1930年「民事訴訟法」が最初であった。

他方、戦前の台湾は、日本に統治されていたが、統治下の初期の台湾には

1895年の「台湾住民民事訴訟令」が施行された。この規範は、近代民事訴訟法を急遽導入するための配慮に基づき設けられ、一審制がその特徴である。1898年律令8号によって日本民事訴訟法の適用が台湾で可能となったが、民事事件の解決に対して行政機関による介入が強化されたため<sup>(17)</sup>、完全な適用とはならなかった。日本民事訴訟法が直接適用されたのは、1929年である<sup>(18)</sup>。

1930年「民事訴訟法」は、1935年に正式に「中華民國民事訴訟法」と名付けられ、1945年に国民党政府の統治のもと台湾で施行されることになった。1980年代、研究者、実務家等が外国立法例の導入を検討しつつ、台湾法への適用可否をめぐる議論を活発に行なった。このように民事訴訟法学のローカリゼーションが進められていき<sup>(19)</sup>、1999年から2003年にかけて、民事訴訟法の大幅な改正が行われた。主な改正点としては、上告審制限の緩和、簡易事件の適用範囲拡大、より迅速な少額訴訟手続の設立、争点整理手続の導入および審理の集中化などが挙げられる<sup>(20)</sup>。その中では、審理の集中化が最も重要な改正と言われ、集中審理制度の貫徹を目指すために、当事者及び裁判官の役割に変化が生じた。事案解明のため当事者が事実・証拠の提出に協力する訴訟促進義務が定められ、さらに、適時提出主義のもとで失権の制裁が強化された。これに応じて、裁判官は、従来以上に釈明義務を負い、適時心証の開示及び法見の表明を期待され、訴訟指揮権が拡大することになった<sup>(21)</sup>。

以下で台湾民事訴訟法に言及する場合、日本統治時代に台湾で適用されていたものは除外し、1935年「中華民國民事訴訟法」およびそれに基づいて改正された現行法を意味する。

### Ⅲ 台湾民事訴訟法上の当事者適格理論

#### 1 判例・学説——一般

##### (1) 当事者適格および訴訟実施権の定義

劉初枝による先行研究が指摘するように、1935年台湾民事訴訟法の施行前に、

既に「当事者適格」概念が判例において用いられていた。<sup>(22)</sup> 同研究に引用された最高法院19年(1930年)上字941号判例は、「訴訟事件の当事者が権利を主張する資格(すなわち当事者適格)の有無は訴権要件にあたる。その要件が満たされないまま訴えが提起されれば、訴えは退けられるべきである」として<sup>(23)</sup>いた。このような認識は民訴法の施行後も維持される一方で、新たに「訴訟実施権」の概念が登場した。例えば、最高法院29年(1940年)渝上字1237号判例は、当事者適格について、「原告たる上訴人が、被上訴人に対する訴えの提起に訴訟実施権を有するか否か、すなわち当事者適格要件の具備は、職権調査事項である。」と判示している。この判例では、当事者適格と訴訟実施権とが同義のものと考えられている。<sup>(24)</sup> <sup>(25)</sup>このように当事者適格と訴訟実施権を同義のものと理解することは、その後の裁判例にも引き継がれ、定着している。とりわけ1980年以降、当事者適格と訴訟実施権の繋がりを示す判例は複数存在する。<sup>(26)</sup> 近時の体系書や裁判例によって頻繁に引用されている最高法院96年(2007年)台上字1780号判決がまさにその典型例の1つである。同判決によれば、「いわゆる『当事者適格』とは、具体的訴訟において当事者となり、本案判決を受ける資格である。この資格は、訴訟実施権または訴訟行為権と呼ばれる。当事者適格の有無は、具体的訴訟における当事者と訴訟物たる特定の法律関係によって判断する。一般的に、訴訟目的(筆者注：日本民訴法にいう「訴訟の目的」と同様、「訴訟物」に当たる)の主体は当事者適格を有する。訴訟目的の主体ではないが、訴訟目的たる権利または法律関係について管理権や処分権を有する者も、当事者適格を有する。さらに、給付の訴えにおいて、原告が被告に対して給付請求権を有すると主張すれば、原告の当事者適格は満たされる」。ここで注目すべきは、訴訟目的たる権利や法律関係についての管理権・処分権の有無が当事者適格の判断基準とされていることである。<sup>(27)</sup>

「当事者適格」概念に対して、実体法上の権利帰属関係を判断するための「実体適格」概念は、最高法院の裁判例には現れていない。近時の下級審でそれを意識して次のように判示するものがある。すなわち、高雄高等行政法院111年

(2022年)訴字425号裁定は、「被告の訴訟実施権能(passive Prozeßführungsbefugnis)とは、係争権利義務関係に関して自己の名において被告として訴訟を進行する権能であり、手続適法要件の1つである。これは、当事者適格の被告適格(Passivlegitimation)または被告実体適格(Sachlegitimation des Beklageten)概念と区別しなければならない。被告適格は実体法により、被告が係争権利義務の眞の帰属主体であり、正確な被告であるかを判断するためのものである。その欠缺は、理由不備として判決で訴えを排斥することになる」と述べている。この裁定は明らかに実体適格と当事者適格を同一視し、訴訟実施権と当事者適格を区別しているように見える。

これに対して、学説では、当事者適格概念は、すでに1921年「民事訴訟條例」の施行後に現れていた。1924年、石志泉が『民事訴訟條例釋義』において、次のように述べている。「当事者適格(すなわち正当な当事者)は、ある訴訟の当事者が訴訟物となる法律関係について訴訟を実施する権能であり……当事者適格は、実体法および訴訟法の規定によって決められる。一般的に、訴訟物となる法律関係について実体法上の処分権または管理権を有する者に、当該法律関係について訴訟を実施する権能が認められる。」<sup>(28)</sup>この理解は、1935年「民事訴訟法」の施行後も変更はなく、<sup>(29)</sup>以後の学説にも影響を与えているようである。例えば、1936年刊の郭杏邨編『民事訴訟法(上)』では、当事者適格は、実質的訴権要件とされており、「原告、被告が正当な当事者であり、訴訟物たる法律関係について自己の名において訴訟を実行する権能」<sup>(30)</sup>である。

戦後の見解として、張學堯は、「当事者適格を有する者は、正当な当事者であり、訴訟物たる法律関係について訴訟を実行する権能を有する者である。…通常、訴訟物たる法律関係について実体法上の処分権または管理権を有する者は訴訟を行う権能を有する」<sup>(31)</sup>と述べている。また、明確に当事者適格の語源に言及しているのは、日本統治時代に判事を務めていた蔡章麟の見解である。蔡章麟によれば、当事者適格の語源は、ドイツ法の Parteilegitimation 及び Sachlegitimation にあり、当事者適格は、原告・被告が正当な当事者

(richtige Partei)で、訴訟物についての訴訟実施権・実行権(Prozessführungsrecht・Prozessführungsbefugnis)を有する資格を意味する<sup>(32)</sup>。このほかに、実務家の立場から、当事者適格を「訴訟物たる特定の権利や法律関係について、当事者として訴訟を実施し、裁判を受ける資格」と解するものがある<sup>(33)</sup>。また、姚瑞光は、当事者適格について、「個別の訴訟事件について当事者となる資格である。…この資格は、訴訟実施権または訴訟行為権(Prozessführungsrecht)と呼ばれる…。当事者適格を有する者は、本案判決を受けることができる。…その者は正当な当事者(Die richtige Partei)と呼ばれる。」とされる。姚瑞光によれば、訴訟物たる権利または法律関係に関する管理権また処分権が当事者適格の判断基礎となっており、破産管財人や遺言執行人のような場合、権利帰属主体ではない第三者が、管理権または処分権を有するため、訴訟実施権を有すると考えられている<sup>(35)</sup>。

基本的に、戦後初期の文献は、当事者適格を「ある者が自己の名において当事者となり、本案判決を受けること」とし、それを「具体的な訴訟において訴訟を実施する権能」、すなわち訴訟実施権と同一の意味に理解している。その上で、当事者適格を有する者を正当な当事者と呼ぶ。このように、学説において「当事者適格を有する者＝訴訟を実行する権能を有する者＝正当な当事者」という図式が成立する。

この図式のような認識に対しては、当事者適格の用語は避けるべきで、一律に訴訟実施権の用語を使わなければ、本案適格との混同が生じるとして反対する見解もある<sup>(36)</sup>。しかし、上記図式は、結局のところ近時の学説にも引き継がれている。なお、管理処分権も当事者適格の判断基準として用いられていることに関しては、これをあくまでも「当事者の観点」からのものとみなし、「訴訟制度の観点」から当事者適格を把握することを主張するものも現れた。これによれば、個別訴訟において誰を当事者とするのが「紛争の解決に適切かつ必要であるか」<sup>(38)</sup>が、当事者適格の判断にあたって重要な指針となる<sup>(39)</sup>。

## (2) 法的性質とそれをめぐる混乱

当事者適格の法的性質については、次のような変遷がある。実務では、当事者適格を訴権要件として捉える立場が長年にわたって支配していた。これに対して、学説は、従来の実務に同調する見解がある一方、当事者適格を訴訟要件と認識するものも存在していた。しかし、2020年台湾民訴法の改正において、「当事者適格」の用語が条文中で用いられるとともに、立法者が当事者適格を明確に訴訟要件と位置づけていることから、この改正をきっかけに当事者適格の法的性質に関する認識も変わってきた。以下では、2020年改正を境に、改正前を第1期、改正後を第2期として区別し、それぞれの時期における特徴を述べる。

### ① 第1期——訴権要件としての当事者適格

戦前の実務において、当事者適格は訴権要件として位置づけられた。例えば、最高法院29年(1940年)渝抗字347号判例は、当事者適格を欠いている場合、裁判所は不適法として裁定を下すのではなく、訴えの理由不備として判決で排斥しなければならないとする。<sup>(40)</sup> また、最高法院31年(1942年)11月19日決議(14)は、訴権要件として①訴訟目的たる法律関係、②保護の必要、及び③当事者適格の、3種類の要件があるとして、当事者適格を訴権要件と位置づけている。さらに、司法院31年(1942年)12月7日2436号解釈は、前記決議よりも一層明確に当事者適格を、訴訟要件ではなく訴権要件たる権利保護要件と位置づけ、訴訟要件の欠缺の際に裁定で訴えを排斥する旨規定する<sup>(41)</sup>249条を適用しないと判示している。

その後、1945年に台湾民訴法の249条2項が新設され、同項により、「原告による訴えの提起は、訴えの内容となる事実明らかに法的理由の不備がある場合、裁判所は口頭弁論手続を進行させず、直ちに訴えを判決で排斥することができる。」と定められたが、その際、上記の見解を踏まえて立法がなされている。なぜなら、立法理由には、「原告による訴えの提起に明らかに理由の不備がある場合、例えば当事者適格を有しない場合、訴えが審理され

ても、結局排斥されることになる。ゆえに、濫訴の元を絶つために、口頭弁論手続を進行させず直ちに判決で排斥すると定める。」と明確に述べられているからである。1945年の249条2項の新設後、最高法院は当事者適格を訴訟的権利保護要件とし、その欠缺については訴えの理由不備として判決で排斥すべきという見解が主流となった。<sup>(42)</sup><sup>(43)</sup>

以上のように、当事者適格が裁判例や立法理由において訴権と関連づけられていることから、台湾民法における訴権論について触れておくことにする。日本法では、訴権論について様々な学説が主張されてきたが、台湾法に特に影響を与えている訴権学説は権利保護請求権説と本案判決請求権説である。<sup>(44)</sup><sup>(45)</sup> 権利保護請求権説は訴権の内容を、当事者が自己に有利な判決を求める権利と捉える。この説では、訴訟要件が満たされても、権利保護要件がなければ、原告は勝訴判決を得ることができない。そして、権利保護要件はさらに訴訟的権利保護要件と実体的権利保護要件に分けられる。前者には、当事者適格及び権利保護の必要が属し、後者に該当するのは、訴訟物たる権利または法律関係という要件であり、したがって本案要件の問題となる。これに対して、本案判決請求権説は、訴権を「訴訟の勝敗にかかわらず当事者が裁判所に対して本案判決を求める権利」と解する。権利保護請求権説と異なり、当事者適格と権利保護の必要は訴訟要件とされる。このように両説において当事者適格の位置づけが相違しているため、その欠缺の取扱いも異なる。当事者適格が欠缺する場合、権利保護請求権説では本案判決をもって、本案判決請求権説では訴訟判決をもって訴えを排斥することになる。

前述の実務や立法理由を見ると、当時の訴権理論については、明らかに権利保護請求権説が優勢である。しかし、実務家の中には、当事者適格の欠缺がある場合、本案の審理がなされていないことに疑念を抱き、この種の判決(訴えを排斥する判決)を「訴訟判決」と位置づける者が現れた。<sup>(46)</sup> 他方、訴権論における本案判決請求権説の台頭により、従来裁判例の立場を批判する学説が登場した。すなわち、当事者適格が訴訟要件である以上、その欠缺の場合、原告の主張する権利または法律関係は判断されないため、「訴訟判決

(Prozessurteil)」で訴えを排斥すべきと主張する。<sup>(47)</sup>

これに対して、本案判決請求権説の中では、以下のことを根拠に「裁定」で訴えを排斥すべきとする見解が存在した。<sup>(48)</sup>すなわち、本案判決請求権説に従うならば、当事者適格が訴訟要件である以上、その欠缺がある場合は、(2020年改正前の)台民訴法249条1項6号の「訴えの提起が形式に従わず、またはその他の要件が不備の場合」にあたり、訴えを不適法として訴えを排斥する裁定がなされなければならないとする。さらに、訴訟経済の観点から裁定で排斥するのが妥当とする見解も唱えられた。<sup>(49)</sup>この説によれば、たとえ裁定であっても、裁判所は台民訴法234条<sup>(50)</sup>に基づき口頭弁論手続を進行させることができるため、当事者に対する手続保障は確保されるとされる。

このように、当事者適格の法的性質についての理解は、訴権論により異なり、その上、当事者適格の欠缺を本案判決、訴訟判決または裁定のいずれで取り扱うかについては見解がさらに分岐していた。特に訴訟判決と裁定の区別が明らかではなく、当事者適格の欠缺を理由として訴えを排斥する確定判決に既判力が生じるか否かという問題も生じた。<sup>(51)</sup>

## ② 第2期——訴訟要件としての当事者適格

上記の混乱は、2020年の台湾民訴法改正をきっかけに収束したように見受けられる。同改正により、台民訴法249条2項は、「原告による訴えの提起に次の事情がある場合、裁判所は口頭弁論手続を進行させず、直ちに判決で排斥することができる。但し、その事情が補正可能である場合、裁判長は相当の期間を定め、補正を命じなければならない。」と定められ、同項1号として、「当事者適格または権利保護の必要を欠いている場合」が新設された。改正前の旧249条2項の「訴えの内容となる事実明らかに法的理由の不備がある場合」は、同項2号に移ることになった。<sup>(52)</sup>立法理由では、「当事者適格および権利保護の必要も訴訟要件に属する…。…1項の各訴訟要件より、当事者適格の欠缺の判断は比較的困難なため、その欠缺は、本案判決ではなく、訴訟判決で排斥する必要がある。」と説明されている。当事者適格を訴

訟要件としたこの改正は、訴権論<sup>(53)</sup>について権利保護請求権説に依拠しないことを明らかにしたものと解されている。また、当事者適格が欠缺している場合、訴えが訴訟判決で排斥されることは、従来の実務の見解の誤りを指摘するものと受け止められている<sup>(54)</sup>。結果として、訴権論に由来する、当事者適格の法的性質をめぐる混乱は、上記の改正により一応の決着を見た<sup>(55)</sup>。

### (3) 小括

以上により、台湾民訴法では、当事者適格概念は「訴訟実施権」に結びつけられ<sup>(56)</sup>、台湾法における当事者適格は、日本法と同様に、「当事者適格を有する者＝訴訟追行権（訴訟実施権）を有する者＝正当な当事者<sup>(57)</sup>」という図式で理解することができる。さらに、当事者適格および訴訟実施権の有無の判断基準は管理処分権にあると一般的に認識されている。もっとも、かつての実務が当事者適格の欠缺が理由の不備に当たるとして、本案判決をもって訴えを排斥すべきとしていたことは注意を要する。これは、当時の訴権理論において、権利保護請求権説が支配的であったためと推測することができる。これに対して、学説上は、本案判決請求権説に依拠して、当事者適格を訟要件と捉えることにより、当事者適格の欠缺を訴訟判決として処理すべきとする見解や、一般の訟要件の欠缺と同様、裁定によって処理すべきとする見解が登場した。このように実務・学説における当事者適格の位置づけをめぐる混乱または対立は、2020年の台民訴法249条2項の改正によって、当事者適格の欠缺が訴訟判決で処理されることが明文化されたため、一応の収束を見るに至った。

## 2 訴訟担当

前述したように、原則として当事者適格を有する者は自ら権利義務の帰属主体であると主張する者およびそう主張される者である。しかし、権利義務の帰属主体でない者が訴訟担当として当事者適格を認められている場合もある。すなわち、第三者が「法律」または「権利義務の帰属主体の意思」によ

り、他人に帰属する権利義務の管理処分のために当事者として訴訟を進行することである。前者は法定訴訟担当、後者は任意的訴訟担当<sup>(58)</sup>を指す。台湾法では、日本法と同様に、これら両者が認められており、以下では、それぞれの特徴及び日本法との相違を説明する。

### (1) 法定訴訟担当

台湾法における法定訴訟担当の分類は、学説によって異なる。一般的見解は、「被担当者のための法定訴訟担当」と「担当者のための法定訴訟担当」<sup>(59)</sup>の2つに区別する。この分類によれば、「被担当者のための法定訴訟担当」の典型例は、破産管財人が破産財団のために訴訟を進行する場合であり(台湾破産法90条、92条13号)、職務上の当事者とも呼ばれる。これに対して、共有者の一部が全員のために共有物返還請求訴訟を提起する場合は、「担当者のための法定訴訟担当」に該当する(台湾民法821条)。

それに対して、法定訴訟担当をさらに細分化する立場も有力である。例えば、台湾法における法定訴訟担当の類型に「質的变化」が生じているとして、この2つの類型以外に、「『主に』担当者のための法定訴訟担当」(例えば、債権者代位訴訟)、「担当者及び被担当者のための法定訴訟担当」(例えば、当事者恒定主義での訴訟物の譲渡人〔台民訴法254条〕)、及び「公益のための法定訴訟担当」(例えば、公益団体による公害事件の差止請求訴訟〔台民訴法44条の3〕)の類型を加える見解も主張されている<sup>(61)</sup>。

ここで、最も議論があるのは、債権者代位訴訟(台湾民法242条)<sup>(62)</sup>である。議論の契機となったのは、最高法院67年(1978年)11回目民事部決議である。同決議は、次のような判断を示した。すなわち、債権者が債務者の代わりに第三債務者に対して訴えを提起した場合、債務者が第三債務者に対して債権の行使をしたとしても、債権者は依然として当事者適格を有する。というのも、債務者による訴えの提起と債権者による訴えの提起が異なっているからである<sup>(63)</sup>。両訴の判決結果が相違していても、債権者は代位訴訟判決または債務者の勝訴判決を任意に選択して執行を求めることができる。

この決議は、債権者代位訴訟の法的性質については言及していないもの<sup>(64)</sup>の、いくつかの下級審で同決議を引用している。しかし、最高法院の裁判例においては、同決議の引用は全く見られず、むしろ、その多くは債権者代位訴訟を法定訴訟担当と位置づけている。例えば、最高法院95年(2006年)台抗字494号裁定は、「債権者が債務者の権利の行使を代位し、その効果は直接債務者に帰属する。裁判所は債権者による訴えが理由を具備しているとして勝訴判決を下すとき、他人のために原告となる場合に属するため、上記条文<sup>(65)</sup>(注：台民訴法401条2項)により確定判決の効力が債務者に及ぶ。」と述べている。この点で、最高法院が債権者代位訴訟について片面的既判力拡張説を採用すると推測される<sup>(66)</sup>。最高法院99年(2010年)台抗字360号裁定は、台湾民法242条の代位権を訴訟物ではなく、当事者適格の取得に関する規定とし、明らかに債権者代位訴訟を法定訴訟担当として認めている。債権者に対する確定判決の既判力が同裁定では、債務者にも効力が生じている<sup>(67)</sup>。

学説では、債権者代位訴訟について、債権者が自己の利益のために固有の権利を行使するにすぎず、債務者のために当事者となるわけではないとする見解もある<sup>(68)</sup>。これに対して、多くの学説は、債権者が債務者や他の債権者からの同意又は授權を受けないまま訴訟実施権を有することを根拠に、債権者代位訴訟を法定訴訟担当と解する。しかし、台民訴法401条2項に基づく債務者への既判力の拡張をめぐることは、見解に対立が見られる。

その中では、債権者と債務者の間の利害関係の不一致に着目して、債権者に対する確定判決の既判力の債務者への拡張を一律に否定する見解があるほか<sup>(69)</sup>、債権者と債務者との間の利害関係を重視して、債権者が勝訴した場合にのみ確定判決の既判力の債務者への拡張を認める見解も主張されている<sup>(70)</sup>。後者は、債務者の利益を保護するために片面的既判力拡張を認める見解である。

以上のように、債権者に対する確定判決の既判力の拡張を全面的または片面的に否定する見解が唱えられる一方で、債権者の勝敗とは関係なく、既判力の債務者への拡張を一律に認める見解も存在する。もっとも、既判力の全

面的な拡張を認める見解は、さらにいくつかの説に分かれる。例えば、債務者が職権による訴訟通知(台民訴法67条の1)<sup>(71)</sup>および第三者による取消訴訟(台民訴法507条の1)<sup>(72)</sup>によって訴訟に関与する機会が保障されることを理由に、債務者への既判力の拡張を認める説がある。この説によれば、債務者や他の債権者の訴訟実施権がまだ存続しているため、彼らによる訴えは債権者代位訴訟の提起にもかかわらず(債務者や他の債権者の)固有の権利の行使として認められ<sup>(73)</sup>うる。これに対して、職権による通知と既判力の拡張との関連性を疑う見解もある。すなわち、債権者代位訴訟が法定訴訟担当に該当し、債務者への既判力の拡張が生じることを肯定しつつも、裁判所が常に職権によって訴訟を債務者に通知するとは限らないこと(条文上は通知「できる」と定められているにすぎないから)や、通知を受けた債務者が参加人として訴訟に関与する場合、参加人に生じるのは参加的効力にすぎないことを理由に、必ずしも既判力の拡張が正当化されないと主張する。この見解によれば、債務者が参加人として訴訟関与する場合は、債務者自らが当事者として訴訟を進行する場合より手続保障が不十分なため、債務者への既判力の拡張を認めるには、事後的な手続保障の救済手段を強化すべきとされる。<sup>(74)</sup>

なお、債務者への既判力の拡張を認める見解においては、複数の債権者がある場合、債権者に対する確定判決の既判力が他の債権者を拘束するか否かをめぐっても、議論がある。すなわち、勝訴判決が債務者の責任財産を充実させる点で、債権者代位訴訟の被担当者は債務者だけではなく、他の債権者も含まれるとして、他の債権者に訴訟関与の機会が付与された場合に、既判力の拡張を認めるべきとする見解がある<sup>(75)</sup>一方で、各債権者の間に身分・財産上の関連性がないことを根拠に他の債権者を被担当者としないとして、これに反対する見解や、<sup>(76)</sup>債権者が敗訴した場合、台民訴法401条2項のいう「他人のため」と解することはできないとの理由で、片面的既判力拡張のみを認める見解も提唱<sup>(77)</sup>されている。

- (1) 台湾民事訴訟法40条3項:「代表者または管理人の定めのある法人でない団体は、当事者能力を有する。」

- (2) 本稿で台湾の裁判例を引用する場合、裁判例の年度は、中華民国紀年を用い、それに西暦紀年を併記することとする。最高法院は日本の最高裁判所に相当するが、両者を区別するためにあえて原文のままとする。なお、最高法院の見解には多少の混乱があるが、そうした実務の背景には、最高法院の裁判官の人数がかなり多いという事情があると考えられる。この現状を解消し、法の見解の統一を図るために、2019年に大法廷制度が導入された(石本茂彦ほか『台湾ビジネス法務』(商事法務・2022年)305頁以下)。これにより将来的には各裁判例の意見の非統一性は軽減されるはずであるが、すでに公表された裁判例の見解を提示するにあたっては一定の注意を要する。
- (3) 台民訴法401条1項:「確定判決は、当事者以外に、訴訟係属後に当事者となった承継人、当事者又はその承継人のために請求の目的物を占有する者に対してその効力を有する。」
- 同条2項:「他人のために原告又は被告となった場合、その他人にその効力をも有する。」
- (4) 具体的にいうと、祭祀公業とは祖先の祭祀を目的として設定された財産である。ただそれは清代漢人の台湾への移住によって定着したものであるため、近代法秩序とは相容れないように思われる。黃詩淳「祭祀公業の変遷—派下資格の取得を中心に」〔新井誠監修〕新報120巻3・4号(2013年)286-287頁。
- (5) 派下員あるいは派下の法的性質は、祭祀公業をどのように理解するかによって左右される。要するに、祭祀公業を法人と理解する場合、派下員は民法上の社団法人の社員である。祭祀公業を合有の財産と理解する場合、派下員は財産の所有者である。黄・前掲注(4)293頁。
- (6) 後述台湾高等法院100年(2011年)重上字283号判決、最高法院109年(2020年)台抗字257号判決を参照されたい。
- (7) 兼子一『新修民事訴訟法体系〔増訂版〕』(酒井書店・1965年)111頁、名津井吉裕『民事訴訟における法人でない団体の地位』(大阪大学出版会・2016年)265頁以下、中本香織「権利能力なき社団の不動産に関する訴訟における社団の当事者適格と判決の効力」早法92巻1号(2016年)173頁以下。
- (8) 山本弘「権利能力なき社団の当事者能力と当事者適格」同『民事訴訟法・倒産法の研究』(有斐閣・2019年〔初出:2001年〕)130頁以下。解釈による法定訴訟担当を主張する見解として、高橋宏志『重点講義民事訴訟法(上)』(有斐閣・第2版補訂版・2013年)190頁。
- (9) 団体の任意的訴訟担当を認める見解として、上野泰男「判例解説」伊藤

- 眞ほか『民事訴訟法判例百選〔第3版〕』（2003年）32頁。その可能性の示唆にとどまる見解として、三木浩一ほか『民事訴訟法』（有斐閣・第4版・2023年）393頁、笠井正俊「流れをつかむ民事訴訟法（第7回）当事者適格」法教505号（2022年）109頁。
- (10) 最判昭和55年2月8日判時961巻69頁。なお、判例とは反対に、入会部落等の前近代的団体は別として、非法人団体に正面から権利能力を認める見解として、古積健三郎『法人格のない団体の権利主体性』（弘文堂・2023年）8頁以下がある。
- (11) 最判平成6年5月31日民集48巻4号1065頁。
- (12) 最判平成26年2月27日民集68巻2号192頁。
- (13) 最大判昭和45年11月11日民集24巻12号1854頁を参照されたい。
- (14) 楊建華「八十年來我國民事訴訟法之概述」輔仁法學7期（1988年）4頁。
- (15) 謝振民編＝張知本校正『中華民國立法史』（正中書局・1937年）1218頁以下。
- (16) 菊井維大＝兼子一『中華民國民事訴訟法 第1編』（中華民國法制研究会・1934年）1頁以下。
- (17) 例えば、1904年3号律令により、審判庁の庁長は調停者として紛争に介入することができるため、台湾住民を裁判制度の利用から排除しようとする動きであると推定する見解として、王泰升『台灣法律史概論』（元照・2001年）356頁。
- (18) 王・前掲注（17）355頁以下。王泰升はさらに次のように述べている。すなわち、1926年の改正日本民事訴訟法から1935年中華民國民事訴訟法への切替えは、両者の母国法がドイツ法であったため、裁判所の利用者ないし裁判官には大きな支障をもたらさなかった。
- (19) 王泰升『臺灣法律現代化歷程—從「内地延長」到「自主繼受」』（中央研究院台灣史研究所・2015年）163頁。
- (20) 邱聯恭「處分權主義、辯論主義之新容貌及機能演變」同『程序選擇權論』（三民・2000年）99-109頁。
- (21) 許士宦「戰後臺灣民事訴訟法學發展史」月旦民商法雜誌35期（2012年）20頁以下。
- (22) 劉初枝「當事人適格之研究」輔仁法學13期（1994年）15頁。
- (23) 2018年法院組織法57条の1第1項は、「最高法院が中華民國107年（筆者注：2018年）12月7日、本法改正前の法律により収録した判例について、裁

判の全文がない場合、その適用は停止されなければならない。」と規定する。この判例は要旨のみで全文の記載がないため、裁判例として通用することは現在では認められていない。

- (24) 台湾法では、訴訟実施権を有する者は、当事者適格を有する者とされる。用語翻訳の問題ではあるが、台湾では、日本で訴訟追行権と訳される Prozessführungsbefugnis の語に訴訟実施権の訳語が充てられている。劉・前掲注 (22) 19頁。
- (25) 劉・前掲注 (22) 21頁。
- (26) 明確には当事者適格の内容を述べていないが、当事者適格と訴訟実施権のつながりを示すものとして、最高法院70年 (1981年) 台上字3364号判決がある。同判決は、「本件上诉人は一定の組織および目的を有し、代表者の定めがある以上、民事訴訟法40条3項により法人でない団体としてその当事者能力が認められるとしても、当然具体的訴訟について訴訟実施権を有して、当事者適格要件を満たすわけではない。」と述べる。最高法院79年 (1990年) 台上字1391号判決も、「当事者適格とは、当事者が特定の訴訟について、自己の名において原告又は被告となる資格、すなわち特定の訴訟について訴訟を実施する権能である。」と言う。さらに、同旨のものとして、最高法院80年 (1991年) 台上字2378号判決も、「当事者適格は権利保護要件の1つである。原告又は被告は訴訟目的となる法律関係について訴訟実施権を有しない場合、当事者は当事者適格を有しない。原告は権利保護要件を欠いているため、裁判所は訴えの理由不備として判決で排斥する。」と述べる。
- (27) 許士宦『口述講義 民事訴訟法 (上)』(新學林・2016年) 310頁以下、姜世明『民事訴訟法 (上冊)』(新學林・第7版・2020年) 175頁注64。同判決をキーワードとして司法院法學檢索系統で検索したところ、この判決を引用した高等法院の裁判例は161件、地方法院の裁判例は517件存在する。
- (28) 石志泉『民事訴訟法條例釋義 (上)』(司法公報發行所・1924年) 72頁。
- (29) 石志泉『民事訴訟法釋義』(無競蘆・1937年) 62頁。
- (30) 郭杏邨編『民事訴訟法 (上)』(商務印書館・1936年) 166頁。
- (31) 張學堯『中國民事訴訟法論』(上海昌明・1947年) 60頁。
- (32) 蔡章麟『民事訴訟法 (上)』(東方・1954年) 68、114頁。
- (33) 王甲乙 = 楊建華 = 鄭健才『民事訴訟法新論 (上)』(文源・1960年) 232頁。
- (34) 姚瑞光『民事訴訟法論』(姚瑞光・1968年) 76頁。
- (35) 姚・前掲注 (34) 77頁以下。

- (36) 劉・前掲注(22)26頁以下。なお、近時の文献で、当事者適格と訴訟実施権が同一のものではないとするものとして、呉從周「代位訴訟、訴訟擔當與判決效力」姜世明編『訴訟擔當理論與實務發展之回顧與檢討』(新學林・2023年)74頁がある。
- (37) 姜・前掲注(27)171頁。
- (38) 呂太郎『民事訴訟法』(元照・2016年)97頁。許・前掲注(27)305頁以下。同様な理解をしているが、当事者適格の訳語を Sachlegitimation にしている見解として、駱永家『民事訴訟法I』(駱永家・第9版・1999年)102頁、陳計男『民事訴訟法論(上)』(三民・第6版・2014年)106頁。
- (39) 「訴訟制度の観点」は、日本法で言う当事者適格の積極的・消極的機能に対応するであろう。すなわち、当事者適格は適切でない当事者を排除する消極的機能と、多数の関係者を有する紛争について、紛争解決のために最も適した者を当事者とする積極的機能を有する。福永有利「当事者に関する理論の発展と動向」法セ336号(1982年)29頁、伊藤眞『民事訴訟の当事者』(弘文堂・1978年)91頁。無論、以前の台湾法学説でも、誰を当事者とするのが紛争解決に適切かについての言及は存在する。例えば、王ほか・前掲注(33)232頁。しかし、このように訴訟制度の観点を強調するのは近時の学説の特徴であるため、あえて示す次第である。
- (40) 日本法の「決定」に相当する。菊井維大=兼子一『中華民國民事訴訟法第2編』(中華民國法制研究会・1936年)77頁以下。
- (41) 1935年台湾民訴法249条は、裁判権(1号)、管轄権(2号)、当事者能力(3号)、訴訟能力および訴訟代理(4、5号)、訴えの提起の形式(6号)、二重起訴や再訴の禁止、一事不再理(7号)を訴訟要件とし、それらの欠缺や違反を裁定で取扱う。なお、1945年の改正で、2項の新設に伴い、同条は同条1項として維持されることになった。
- (42) 例えば、最高法院75年(1986年)台上字1477号判決が「権利保護要件において、訴訟目的たる法律関係の要件は、当事者適格と異なる。前者は実体的権利保護要件であり、すなわち主張する法律関係の存否の問題である。後者は訴訟的権利保護要件であり、すなわち主張する法律関係について訴訟を進行させる権能の問題である。」と述べている。
- (43) 最高法院90年(2001年)台上字1322号判決を参照されたい。
- (44) 日本法の状況については、私法的訴権説、権利保護請求権説、本案判決請求権説、司法行為請求権説、訴権論不要説などが挙げられる。各理論の内容について、染野義信「訴権学説の史的展開とその現代的意義」同『民事訴

- 訟法の論点』(法学書院・1970年) 1頁以下、鈴木正裕「訴権論の現状とその現代的意義」法教2期1号(1973年)67頁以下、坂原正夫「訴権について」法研77巻12号(2004年)347頁ほか参照。
- (45) 権利保護請求権説を採る見解として、石・前掲注(29)327頁、張・前掲注(31)203頁、王ほか・前掲注(33)。
- (46) 王甲乙＝楊建華＝鄭健才『民事訴訟法新論』(三民・第4版・1986年)225頁。
- (47) 姚・前掲注(34)82、219頁以下。
- (48) 劉・前掲注(22)27頁、邱聯恭講述＝許士宦整理「口述民事訴訟法講義(二)」(邱聯恭・2015年)97頁、吳明軒『民事訴訟法(上)』(吳明軒・第11版・2016年)717頁。やや異色な見解として、駱・前掲注(38)105頁がある。駱永家は、欠缺時は裁定「または」訴訟判決で訴えを排斥すると主張する。
- (49) 呂太郎ほか「訴之利益之判決」民事訴訟法研究基金会編『民事訴訟法之研討(四)』(民事訴訟法研究基金会・2001年)462-463頁〔邱聯恭會議後補足〕。
- (50) 台民訴法234条1項:「裁定は、口頭弁論手続を進行させずに行うことができる。」
- (51) 原告の請求に理由があるか否かを判断する本案判決と異なり、訴訟判決とは、訴訟要件または上訴の適法要件の欠缺を理由に、訴えを排斥するものである。駱永家「訴訟判決與既判力」臺灣大學法學論叢5巻1期(1975年)310頁。駱氏の見解では、訴訟判決は既判力を生じるが、実務は、既判力を生じないとしている。例えば、最高法院27年(1936年)上字1688号判例。なお、2020年の台湾民訴法249条改正以前は、訴訟判決は、不適法として下級審判決を破棄または差し戻す場合、および控訴審が管轄権を有しない第一審判決を管轄裁判所に移送する場合(台民訴法452条2項)に用いられていた。陳榮宗＝林慶苗『民事訴訟法(下)』(三民・第6版・2009年)602頁。
- (52) この場合、裁判所が、訴訟判決ではなく本案判決で訴えを排斥する。陳啓垂「訴訟判決與本案判決」月旦法學教室247期(2023年)注8を参照されたい。
- (53) 許士宦「訴権理論之新開展」月旦法學雜誌334期(2023年)6頁以下。
- (54) 陳・前掲注(52)13頁以下。
- (55) 改正前に、立法論として、当事者適格の欠缺を訴訟判決で取り扱うべきとする見解が唱えられていた(陳啓垂「論不合法起訴の裁定駁回一『裁定』

- 駁回欠缺訴訟要件或有訴訟障礙的不合理規定」銘傳大學法學論叢2期(2004年)14頁)。裁定と判決に対する不服申立ての期間が異なり、裁定の方はさらに486条により制限が加えられていることが考慮された。
- (56) 劉・前掲注(22)16頁。
- (57) 中本香織「わが国における当事者適格概念の生成過程—判決効との関係を中心に」早法94巻2号(2019年)52頁。
- (58) 陳榮宗＝林慶苗『民事訴訟法(上)』(三民・第6版・2009年)170頁。呂・前掲注(38)99頁。
- (59) この場合、担当者は自己のためだけでなく、被担当者のためでもあるとする見解を主張するものとして、許・前掲注(27)314頁以下。
- (60) しかし、職務上の当事者は、権利の帰属主体による訴訟追行が不可能、困難または不適切である場合(例えば、検察官や船長)を指すとする見解もある。呂・前掲注(38)100頁。
- (61) 姜・前掲注(27)182頁。
- (62) 台湾民法242条:「債務者が権利の行使を怠った場合、債権者は債権を保全するために、自己の名において債務者に属する権利を行使することができる。但し、債務者の一身に専属する権利は、その限りでない。」
- (63) ここで、同決議が最高法院26年渝上字386号判例(「訴えの同一は、当事者、訴訟物及び訴訟上の請求が同一か否かによって判断される。」)を引用しているにすぎない。はっきりと言及してはいないが、最高法院は恐らく両訴の「当事者」が異なるためこの結論に至ったと推測するものとして、楊建華『問題研析民事訴訟法(三)』(楊建華・1995年)280頁。
- (64) 同決議が債権者代位訴訟を法定訴訟担当に位置づけていないと解する見解として、姜・前掲注(27)195頁がある。
- (65) 前掲注(3)を参照されたい。
- (66) 魏大曉「債権人代位訴訟擔當既判力勝及敗不及之疑」姜世明編『訴訟擔當理論與實務發展之回顧與檢討』(新學林・2023年)112頁。
- (67) 実際、裁判例の多くは1978年の決議ではなく、2010年の裁定を引用している。最高法院の裁判例に限ると、1978年の決議を引用している例は皆無である。このことから、2010年の裁定が実務の多数説であると見るものとして、呉・前掲注(36)49、60頁。
- (68) 呉明軒『民事訴訟法(中)』(呉明軒・第11版・2016年)1152頁以下。
- (69) 陳榮宗「債権人代位訴訟與既判力範圍」同『舉證責任分配與民事程序法』(國立台灣大學法學叢書・1979年)194頁以下。さらに、陳榮宗は、他の

- 債権者が債権者代位訴訟の判決効力に拘束されないとしている。陳榮宗ほか「第三人撤銷訴訟之原告當事人適格」民事訴訟法研究基金会編『民事訴訟法之研討 (十三)』(民事訴訟法研究基金会・2006年) 81頁以下〔陳榮宗報告〕。
- (70) 姜世明「訴訟擔當之研究」姜世明編『訴訟擔當理論與實務發展之回顧與檢討』(新學林・2023年) 41頁以下。
- (71) 台民訴法67条の1第1項:「裁判所は、第一審又は第二審口頭弁論終結前の相当な時期に、訴訟の結果について利害関係を有する第三者に対して訴訟事件及び進捗を書面により通知することができる。」
- (72) 台民訴法507条の1:「法律上の利害関係のある第三者は、自己に帰責すべきでない事由により訴訟に参加できず、判決結果に影響しうる攻撃防御方法を提出できなかった場合、確定判決について当事者双方を共同被告として、判決において自己に不利な部分の取消しを請求する取消訴訟を提起することができる。但し、他の法定手続にしたがって救済を求めるべき場合は、その限りでない。」
- (73) 沈冠伶「債権人代位訴訟、保険代位訴訟與法定訴訟擔當」台灣法律雜誌165期(2010年) 55-61頁。この場合、債務者は独立して訴えを提起する必要性を欠いているが、釈明によって債務者や他の債権者を債権者代位訴訟に関与させるか、あるいは、既に別訴が提起されている場合、適宜、訴訟を併合する。
- (74) 魏・前掲注(66) 123頁以下。魏大暉は、事後の手続保障として、第三者による取消訴訟だけではなく、再審の規定を類推適用し、第三者による再審も可能としている。
- (75) 許士宦ほか「法定訴訟擔當之判決効力」民事訴訟法研究基金会編『民事訴訟法之研討 (十五)』(民事訴訟法研究基金会・2008年) 37頁以下〔許士宦報告〕。
- (76) 姜・前掲注(70) 42頁。
- (77) 吳・前掲注(36) 82頁。

